

■議案第48号 町道路線の変更について

【要旨】

道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線を変更することについて議会の議決を求めようとするものです。

当路線の県代行工事完了により引き継ぎを受けた区間のバイパス部分についてルートを変更し、町道として維持管理を図ろうとするものです。

路線概要

整 理 番 号	(大正) 2 0 0 5 3	
路 線 名	四手ノ川線	
	変 更 前	変 更 後
延 長	5 5 3 7 . 7 m	5 5 1 2 . 7 m
起 点	希ノ川字キビジリ 3 8 0 - 2 3	希ノ川字キビジリ 3 8 0 - 2 3
終 点	希ノ川字ヤケソ 3 5 6 - 1 0	希ノ川字ヤケソ 3 5 6 - 1 0